

主体的なまちづくり・・・地域のことは地域で

産業拠点整備

農地等の保全

地方分権の趣旨・・・

地域の実情に応じたまちづくりは、地域の責任に基づき、地域が主体的に行うべき

<提案・要望 ①>

本市の産業拠点整備予定地区・・・

- ・首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジに直結
- ・「さがみロボット産業特区」(国の総合特区)の区域内
- ・国の経済成長や地域・圏域の活性化に寄与

このような地区における産業拠点整備については、農用地区域内における開発を可能とするなど、制度の見直しを図られたい。

| 現行制度 | 提案・要望 |
|---|--|
| 農用地区域内であっても事業可能 公益性が特に高いと認められる事業 (鉄道建設、道路整備など) (農振法施行規則) | インターチェンジ周辺の産業拠点整備は、国や地域・圏域の活性化に繋がり、公益性が特に高い事業と認め、農用地区域内であっても、事業を可能とする。 (農振法施行規則の改正) |

<提案・要望 ②>

指定都市の規模・能力

地域の責任に基づき、主体的に整備、開発及び保全を行うことが可能

農地に関する制度の権限移譲と、国及び都道府県の関与について見直しを図られたい。

| 現行制度 | 提案・要望 |
|---|--|
| 農用地区域の解除(※権限は市町村) 都道府県知事の同意が必要 | 都道府県知事の同意を廃止 ・・都道府県の関与の見直し (農振法の改正) |
| 農地転用の許可 ・～4ha 都道府県知事 ・4ha超 農林水産大臣 | 面積にかかわらず、 指定都市の市長に 許可権限を移譲 (農地法の改正) |